

一関地区広域行政組合の長期継続契約を締結することができる契約に関する条例

平成18年6月6日

一関地区広域行政組合条例第38号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げる契約とする。

- (1) 車両、機械、機器及び物品の賃貸借契約及び保守点検等に係る業務委託契約
- (2) ソフトウェアの使用契約
- (3) 施設等の管理に係る業務委託契約
- (4) 前3号に掲げるもののほか、役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすもののうち、管理者が別に定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。